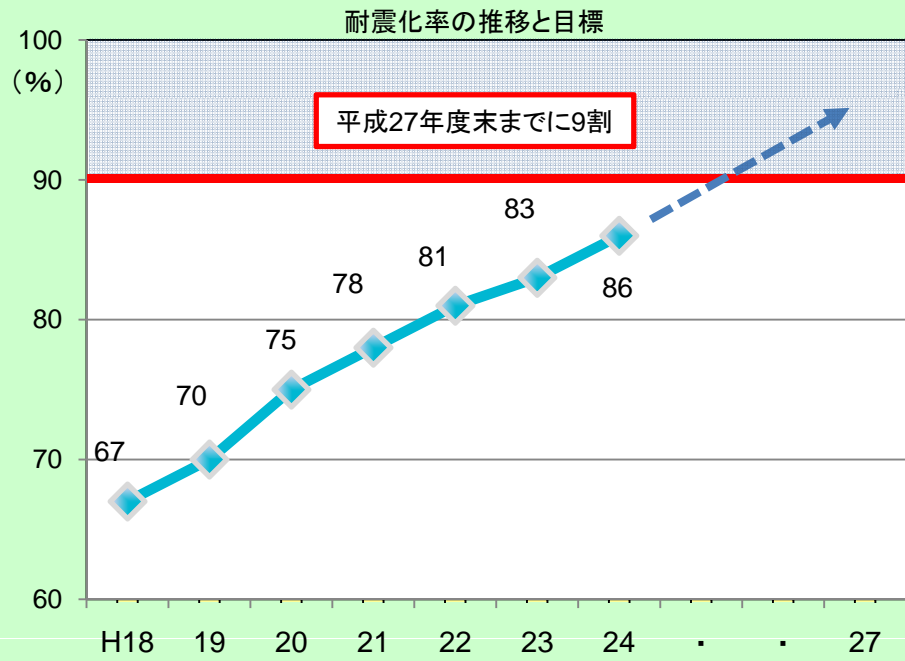


## 最近の官庁営繕行政における主要施策について

---

- ・官庁施設の地震対策 ……P1
- ・官庁施設の長寿命化 ……P2
- ・公共建築物における木材の利用の促進について ……P4

- 建築物の耐震化対策は政府全体の緊急の課題
- 公共建築物については、中央防災会議決定や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく告示（平成18年1月25日）等により、整備目標及び整備プログラムの策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むこととされている。
- 官庁施設については、**災害応急対策活動の拠点施設となることや来訪者等の安全確保の観点から、平成27年度末までに耐震化率9割（面積率）の達成を目標としている。**



耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設	耐震化済施設	
			公表施設	率
1.5 (I類)	大規模地震後、 <b>構造体の補修をすることなく、建築物を使用できる</b> ことを目標とし、人命の安全確保に加えて <b>十分な機能確保</b> が図られている。	災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都道府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等	約245万㎡ (159棟)	約202万㎡ (116棟) 82%
1.25 (II類)	大規模地震後、 <b>構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できる</b> ことを目標とし、人命の安全確保に加えて <b>機能確保</b> が図られている。	災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（I類に属するものを除く）等	約216万㎡ (933棟)	約186万㎡ (822棟) 86%
1.0 (III類) 建築基準法相当	大規模地震により構造体の <b>部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくない</b> ことを目標とし、 <b>人命の安全確保</b> が図られている。	その他の官庁施設	約308万㎡ (1,561棟)	約275万㎡ (1,432棟) 89%
合計			約770万㎡ (2,653棟)	約662万㎡ (2,370棟) 86%

「国土交通省南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」の設置（平成25年7月1日）

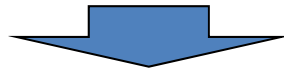
南海トラフ巨大地震及び首都直下地震に関する政府全体の行動計画策定に向けた議論が、中央防災会議の防災対策実行会議で始まったことを受け、**地震が発生した際に緊急的にとるべき対策ならびに地震の発生に備え戦略的に実施すべき施策について対策計画としてとりまとめ、施策を着実に推進する。**



政府の被害想定が公表されている**南海トラフ巨大地震については、8月頃に対策計画の中間とりまとめ**

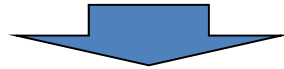
## 現状と課題

- 現在、国家機関の建築物のストックは約15,000施設(総延べ面積約4,800万㎡)。
- このうち築後30年超のものが約4割となっており、10年後には約5割に達する見込み。



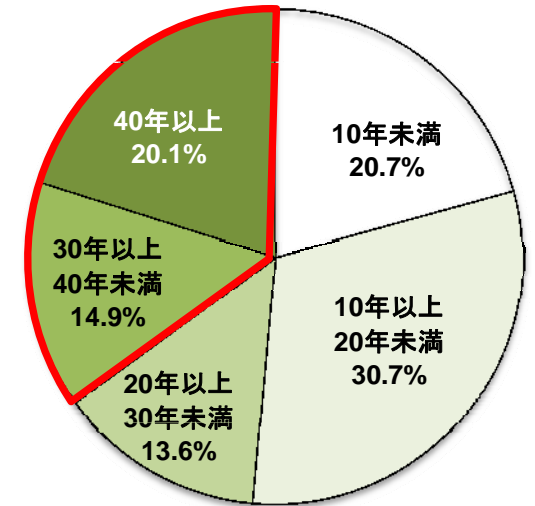
☆ 維持保全及び大規模修繕・更新・改修のための費用が増大することが予想される。

☆ 建築物によっては危険または機能不全の状態に陥るものが増加することが予想される。



トータルコストの縮減を図りつつ、

来訪者等の安全確保と行政サービスの円滑な提供を維持する必要がある。



国家機関の建築物等の経年別面積割合  
(平成24年7月)

**築後30年以上  
の面積割合  
約4割**



**10年後には  
約50%に!!**

### 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)

高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。

### 社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置(平成25年3月21日国土交通省)

国民が安心して既存のインフラを利用し続けることができるようにするためには、第一に、各々の施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づいた確かな修繕の実施が不可欠である。

そして、このような取組の実施を戦略的・計画的に進めるため、維持管理・更新のPDCAサイクルの要となる長寿命化計画等の策定・充実の推進が重要となる。

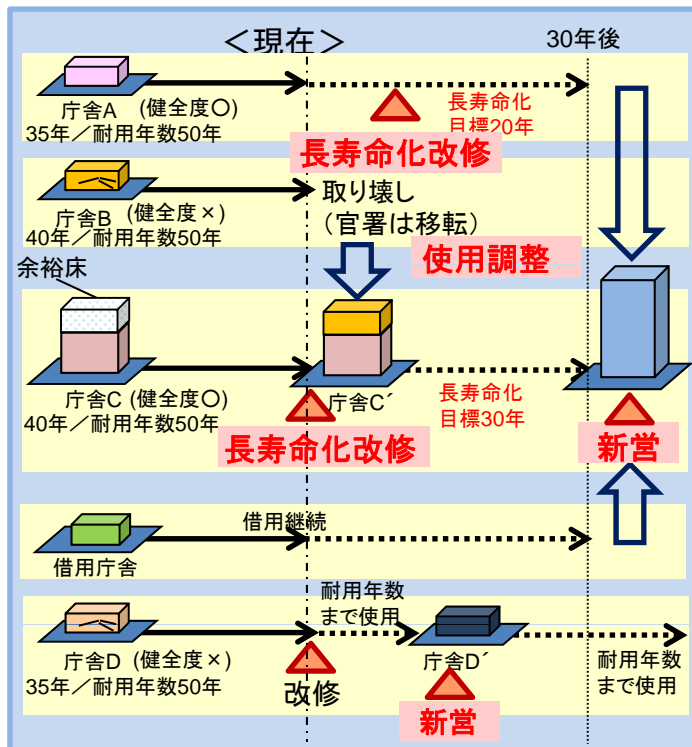
### 今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について中間答申(平成25年5月社会資本整備審議会・交通政策審議会)

我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されることから、真に必要な社会資本整備とのバランスを取りながら、戦略的な維持管理・更新を行うことが課題。

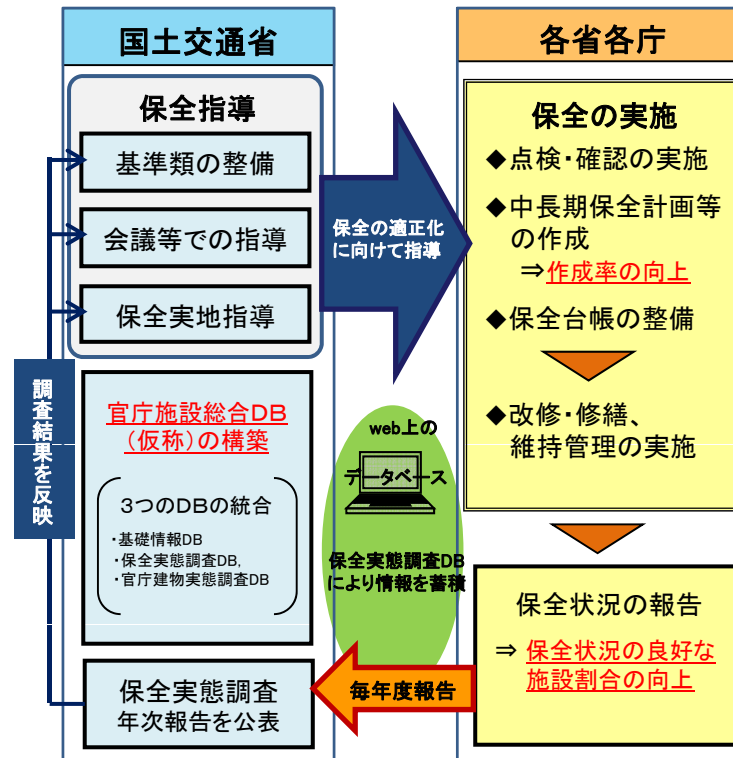
1. 一定地域内の既存官庁施設について、建替え、使用調整、長寿命化改修等を組み合わせた、**最適な中長期計画の策定**とそれに基づく官庁施設の**長寿命化に資する整備**を図る。
2. **保全指導の一層強化**により、適正かつ計画的な保全を促進し、**施設の長寿命化**を図る。
3. 施設の現状をより詳細に把握する「**施設カルテ**」に基づく**技術支援**を行うことにより、**既存官庁施設の徹底利活用**を図る。

〇ソフトとハードの両面からの総合的な対策を実施することにより、**来訪者等の安全の確保**と**行政サービスの円滑な提供**を維持すること並びに**トータルコストの縮減**と**予算の平準化**を図ることを目標とする。

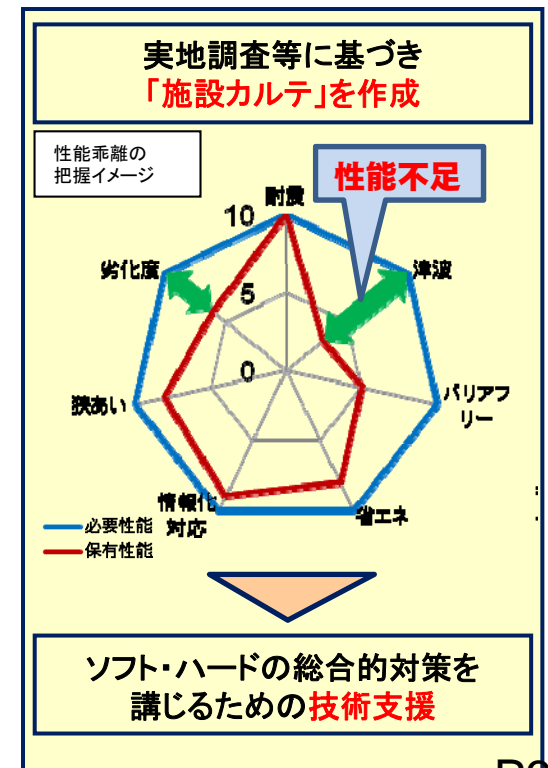
## 1. 中長期計画に基づく長寿命化改修等の実施



## 2. 保全指導の一層の強化









## 3. 施設カルテ作成に基づく技術支援



<p><b>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</b> 【平成22年10月1日施行】</p>	<p>1. 目的(第1条) 木材の適切な供給及び利用を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与</p> <p>* 公共建築物＝国・地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物(庁舎、学校等)及び国・地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホーム等。 * 木材の利用＝構造体、内装等への木材の使用(木製品の使用を含む。)</p> <p>2. 国の責務(第3条)等 ・自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努力 ・建築基準法等の規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる</p> <p>3. 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(第7条～第9条) ・毎年1回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表</p> <p style="text-align: right;">【公表実績】・平成23年12月7日 ・平成25年3月6日</p>
---	---



<p><b>公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針</b></p>	<p>・木材の利用の促進の意義及び基本的方向、施策に関する基本的事項等 【平成22年10月4日農水、国交大臣告示】</p> <table border="0"><tr><td data-bbox="779 1066 1579 1145">耐火建築物とすることが求められない低層の建築物 (災害応急対策活動に必要な施設等を除く)</td><td data-bbox="1675 1053 1758 1145"></td><td data-bbox="1769 1082 2004 1125">原則、木造化</td></tr><tr><td data-bbox="779 1181 1332 1260">国民の目に触れる機会が多い部分 (エントランスホール、情報公開窓口等)</td><td data-bbox="1675 1173 1758 1265"></td><td data-bbox="1769 1189 2049 1268">内装等の木質化を促進する</td></tr></table>	耐火建築物とすることが求められない低層の建築物 (災害応急対策活動に必要な施設等を除く)		原則、木造化	国民の目に触れる機会が多い部分 (エントランスホール、情報公開窓口等)		内装等の木質化を促進する
耐火建築物とすることが求められない低層の建築物 (災害応急対策活動に必要な施設等を除く)		原則、木造化					
国民の目に触れる機会が多い部分 (エントランスホール、情報公開窓口等)		内装等の木質化を促進する					



<p><b>国土交通省 公共建築物における木材の利用の促進のための計画</b></p>	<p>・法及び基本方針に基づき、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図る 【平成23年5月10日策定】</p>
---	---



## 官庁施設における木材利用の促進の取組状況 — 技術基準の整備等 —

木造計画・設計基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官庁営繕が行う木造官庁施設の設計に関し必要な技術的事項及び標準的手法を定める</li> <li>・耐久性、防耐火、構造計算、構造材料等を規定 <span style="float: right;">【平成23年5月制定】</span></li> </ul>
木材利用の取組に関する事例集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体と連携し、関係省庁の協力を得て、木材利用の取組みを収集し、整理 <span style="float: right;">【平成24年7月公表】</span></li> </ul>
公共建築木造工事標準仕様書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の品質確保、施工の合理化等のために、木造の建築工事に使用する材料等について標準的な仕様を規定 <span style="float: right;">【平成25年2月改定】</span></li> </ul>
木造耐火建築物の整備指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造耐火建築物の整備に関する技術的事項を取りまとめ <span style="float: right;">【平成25年3月策定】</span></li> </ul>
木材利用の導入ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体と連携し、関係省庁の協力を得て、事務用途以外の建築物の設計に必要な事項をガイドラインとして取りまとめ <span style="float: right;">【平成25年6月公表】</span></li> </ul>

※説明会、ホームページ等を通して積極的に地方公共団体等に周知

・「官庁施設における木材利用の促進に資する調査検討」として、木造で整備する場合のコスト低減に資する設計手法の検討等を平成25年度～平成26年度にて取りまとめ予定

## 官庁施設における木材の利用 — 整備事例 —

・官庁施設について、木造化・内装の木質化を行い、木材利用の促進を図る。

【木造化】



横浜植物防疫所つくばほ場(事務・検査棟)



神戸税関税関支署(増築棟)

【内装等  
の木質化】



指宿税務署(エントランス)